

【アメリカ】孫を養育する祖父母を支援する法律

主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義

* 2018年7月7日、孫を養育する祖父母を支援する法律が成立した。新たに諮問委員会を期間限定で設置し、薬物乱用等により両親の下を離れた児童を養育するための祖父母への情報提供等を行う。

1 背景

アメリカでは医療用鎮痛剤オピオイド (opioid) の過剰摂取による死亡が社会問題化している。保健福祉省 (Department of Health and Human Services) の統計¹によると、2016年にアメリカ国内において、オピオイドの過剰摂取が原因で毎日115人以上が死亡した。特に妊婦の中毒者の増加が深刻であり、1999年には1,000人中1.5人であった妊婦のオピオイド中毒患者数が、2014年には6.5人へと急増している²。また、2016年の薬物の過剰摂取による死者は63,632人 (前年比22%増)、その約3分の2がオピオイドに関連すると報じられている³。2017年10月26日、トランプ (Donald Trump) 大統領はオピオイドのまん延を抑止するため非常事態宣言を発した⁴。こうした事態への対応の一環として、2018年7月7日、「孫を養育する祖父母を支援する法律」⁵ (以下「祖父母支援法」) が成立した。

祖父母支援法第2条は、立法の背景として次の点を挙げている。

- ① アメリカの250万人以上の祖父母が、彼らの孫の主たる養育者であり、その数はオピオイドのまん延により増加している。
- ② 家庭外への児童の保護監督権の移動 (out-of-home placement) 理由のうち、両親のアルコール又は薬物の乱用を主な要因とするものが25.4%から37.4%に増加している。
- ③ 児童が両親と安全に生活することができない場合、親族ではない里親に委託するよりも、親族に委託する方が望ましい。親族への保護監督権の移動は児童に安定性を与え、家族関係の維持の助けとなるからである。
- ④ 保健福祉省のデータによると、祖父母又は親族に養育が委託された児童の数は、2006年から2016年にかけて、委託全件数の24%から32%に増加している。
- ⑤ 祖父母の生活は孫を養育することで向上する。圧倒的多数の祖父母が、主たる養育者として孫の世話をすることで、著しい恩恵を得ていると報告している。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年10月12日である。

¹ “Overdose Death Rates involving Opioids, by Type, United States, 2000-2016.” Department of Health and Human Services website <<https://www.cdc.gov/drugoverdose/images/data/OpioidDeathsByTypeUS.PNG>>

² Sarah C. Haight et al., “Opioid Use Disorder Documented at Delivery Hospitalization—United States, 1999–2014,” *Morbidity and Mortality Weekly Report*, August 10, 2018. <https://www.cdc.gov/mmwr/volumes/67/wr/mm6731a1.htm?s_cid=mm6731a1_w>

³ Lauren Clason, “Number of Pregnant Women Abusing Opioids Skyrockets,” *Roll Call*, August 9, 2018. <<http://www.rollcall.com/news/politics/number-pregnant-women-abusing-opioids-skyrockets>>

⁴ “President Donald J. Trump is Taking Action on Drug Addiction and the Opioid Crisis.” The White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trump-taking-action-drug-addiction-opioid-crisis/>>

⁵ Supporting Grandparents Raising Grandchildren Act, P.L.115-196. <<https://www.congress.gov/115/bills/s1091/BILLS-115s1091enr.pdf>>

- ⑥ フルタイムで孫の世話をすることは、祖父母が心身の健康と個人的な安定（personal well-being）を希求する能力を減退させる可能性がある。
- ⑦ 祖父母は、養育の責任を支援するための情報及び方策を分かりやすく組み合わせ、提供することにより恩恵を得る。

2 法律の概要

(1) 孫を養育する祖父母を支援する諮問委員会（第3条(a)(b)）

孫を養育する祖父母を支援する諮問委員会の設置を定める。諮問委員会は、保健福祉長官（Secretary of Health and Human Services）、教育長官（Secretary of Education）、コミュニティ生活局長（Administrator of the Administration for Community Living）、疾病管理予防センター長（Director of the Centers for Disease Control and Prevention）、薬物乱用精神保健局次官補（Assistant Secretary for Mental Health and Substance Use）、児童家庭局次官補（Assistant Secretary for the Administration for Children and Families）、孫を養育する祖父母及び高齢の親族をメンバーとする。また必要に応じて、保健福祉長官が関連すると認定した連邦の省又は庁の長をメンバーに加えることができる。主管は保健福祉省が務める。

(2) 任務（第3条(c)）

(i) 情報

諮問委員会は、孫を養育する祖父母及び高齢の親族が、健康、教育、栄養及び児童の養育に必要となり、自身の心身の健康と精神的な安定を維持するために必要となる公共の情報、方策及びベストプラクティスを明らかにし、提供しなければならない。また、任務の遂行に当たっては、オピオイドのまん延により影響を受けた者及びネイティブアメリカンのニーズを考慮しなければならない。

(ii) 報告

諮問委員会は、この法律の施行後 180 日以内に、適切な委員会⁶及び家族養育プログラムを運営する連邦の機関に対し、公共のオンライン上においてアクセス可能なフォーマットで報告を提出しなければならない。報告には、孫を養育する祖父母及び高齢の親族にとってのベストプラクティス、方策、その他の有益な情報を記さなければならない。必要な場合は、オピオイドのまん延に影響を受けた児童が必要とする関連情報も含めることとする。

また、諮問委員会は、上述の報告の提出後 2 年以内に、上述の報告対象に対し、フォローアップ報告を提出しなければならない。

(iii) 公衆への周知

諮問委員会は、ベストプラクティス、方策その他の情報について、進捗の報告、アップデートを行うプロセスを確立しなければならない。

(iv) 廃止

諮問委員会はこの法律の施行後 3 年を経過した日に廃止しなければならない。

⁶ 「適切な委員会」とは、上院高齢化問題特別委員会（Special Committee on Aging of the Senate）、上院厚生教育労働年金委員会（Committee on Health, Education, Labor, and Pensions of the Senate）及び下院教育労働力委員会（Committee on Education and the Workforce of the House of Representatives）をいう。